

平成 23 年度 関東ジュニアゴルフ選手権 男女 12 歳～14 歳の部 決勝競技

開催日：平成 23 年 7 月 29 日(金)

開催コース：相模原ゴルフクラブ 東コース

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する(ゴルフ規則 186 ページ参照)。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1a』を適用する(ゴルフ規則 184 ページ参照)。

5. スタート時間

『ゴルフ規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 187 ページ参照)。

6. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

7. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I(c)6b』を適用する(ゴルフ規則 190 ページ参照)。

8. プレーの中断と再開

(1)プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処理すること。

(2)陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)。

(3)プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

陰悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

または、競技委員を通じて競技者に連絡する。

9. 移動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I(c)9 移動』を適用する(ゴルフ規則 192 ページ参照)。

10. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I(c)3』を適用する(ゴルフ規則 188 ページ参照)。

プレーの形式は共用のキャディーとなり、共用のキャディーはゴルフバッグの運搬は行わない。競技者が自らゴルフバッグを運搬する形式とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 距離計測のための黄色いペイント上に球があったり触れている場合、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けることができる。
4. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーン(カラーを含む)はプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打**
8. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コイン(30 球)を限度とする。男子のウッドクラブの使用は禁止する(ユーティリティクラブを含む。)
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
4. **スタート 15 分前には、必ずティーインググラウンド周辺に待機すること。**
5. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。プレーの不当な遅延については、ペナルティーを課すことがある。

競技委員長 内藤 正幸